平成２３年（フ）第２７０号
神戸市西区北別府４丁目21番地の２　メゾンド・ソレーユ407号
債務者　北川　清志
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
神戸市西区伊川谷町有瀬502番地の４　１―431号
債務者　浅田　和美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
松江市乃白町471番地10
債務者　小池　富雄
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３２号
松江市黒田町460番地２　コーポ桂103号、前住所鳥取県鳥取市興南町39番地１
債務者　兒島　　司
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６０号
松江市東津田町1700番地２　タルミＢ102
債務者　新田　寿代
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４０号
富山市呉羽町3395番地１、前住所富山県中新川郡上市町湯崎野293番地20
債務者　加藤　信幸
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４９号
富山市珠泉東町100番地177
債務者　高見美代子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５０号
富山市稲荷元町２丁目１番８―208号　ピア稲荷元町
債務者　中村　英博
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５２号
富山県中新川郡立山町宮路50番地
債務者　岩田　吉郎
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９００号
大阪府高槻市上牧町２丁目10番１号
債務者　西村眞由美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０２４号
大阪市此花区梅香１―８―19、住民票上の住所大阪市此花区伝法２丁目４番23―101号
債務者　佐藤千寿枝（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０２号
大阪府八尾市宮町４丁目５番20号
債務者　松井　好美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４８号
大阪府東大阪市上六万寺町13番45号
債務者　福重司美子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５３号
大阪市淀川区加島４丁目７番58号　リバース藤岡303号
債務者　内野組こと　内野　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５７号
大阪市大正区千島２丁目４番１―633号
債務者　金本光廣こと　金　　光廣
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５１７号
大阪府吹田市五月が丘南13番12―101号
債務者　山田智香こと　崔　　智香
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２３号
大阪市東住吉区北田辺４丁目25番３号　エステ・ルミナス北田辺402号
債務者　佐々木　環
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部